

山口県立大学の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、山口県立大学の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を基準として目標を設定する。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（1） 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

総務部管財部門は、物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

（2） 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、公立大学法人山口県立大学契約事務取扱規程第 20 条第 1 項第 6 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、今年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、山口県立大学ホームページに公表する。